

共立女子大学・共立女子短期大学と鳥取県南部町との連携協力に関する協定書

共立女子大学及び共立女子短期大学（以下「甲」という）と鳥取県南部町（以下「乙」という）は、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙両者が相互に連携・協力を努め、教育・学術研究の推進、地域・産業の振興及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事業の内容）

第2条 甲乙両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力を行うものとする。

- （1）空き家に係る課題の解決に関すること。
- （2）教育及び学術研究の推進に関すること。
- （3）地域及び産業の活性化に関すること。
- （4）人材の交流及び育成に関すること。
- （5）その他、甲乙両者が必要と認める連携活動に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の30日前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報の取扱い）

第4条 甲乙両者は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、適正に管理するとともに第三者に提供してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。なお、本条項に定める事項は、本協定の有効期間満了後も存続するものとする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月15日

東京都千代田区一ツ橋二丁目2番1号

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

甲 共立女子大学・共立女子短期大学

乙 鳥取県南部町

学長 堀 啓 二

町長 陶 山 清 孝

